

## 三重県防犯優良マンション認定業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は「三重県防犯優良マンション認定制度運用規程」に基づき、三重県防犯優良マンション共同認定機関(以下「認定機関」という。)が三重県内に所在するマンションにつき、犯罪の防止に配慮した構造及び設備を有するマンション(以下「防犯優良マンション」という。)であることを認定する業務(以下「認定業務」という。)に係る手数料(以下「手数料」という。)について、必要な事項を定める。

(手数料の区分)

第2条 申請者が納付する手数料は、認定業務の対象となる新築マンション、既存マンション、登録の変更、認定証の更新に区分する。

(区分ごとの手数料)

第3条 区分ごとの手数料は、一件につき表1・表2・表3・表4 に示すとおりとし、金額は全て税込表示とする。

表1 新築マンションの手数料 (円)

法定延べ床面積	認定業務手数料
3,000㎡ 以下	290,000
3,000㎡ を超え 1,000㎡ 増す毎の加算額	50,000

表2 既存マンションの手数料 (円)

法定延べ床面積	認定業務手数料
3,000㎡ 以下	210,000
3,000㎡ を超え 1,000㎡ 増す毎の加算額	35,000

表3 登録の変更にかかる手数料 (円)

床面積に関わらず一律に	認定業務手数料
	50,000

但し、被認定者に関する変更届についての手数は不要とする。

表4 認定証更新の手数料 (円)

法定延べ床面積	認定業務手数料
3,000㎡ 以下	125,000
3,000㎡ を超え 1,000㎡ 増す毎の加算額	22,000

(手数料の納付)

第4条 申請者は、三重県防犯優良マンション認定登録申請に際し、認定機関の指定する銀行口座への振込みにより、手数料を納付するものとする。

2 前項の規定により納付する場合の振り込み手数料は、申請者の負担とする。

(手数料の返還)

第5条 三重県防犯優良マンション認定登録申請に際し、認定機関に納付した手数料は返還しないものとする。

ただし、認定機関の責めに帰すべき事由により認定業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(附 則)

この規程は、平成26年3月31日より施行する。